

第1章 有料老人ホーム事業と老人福祉法

(1) 有料老人ホーム事業の推移

有料老人ホームは、主たる設置者を民間事業者として、高齢者との契約に基づき必要な対価を得て、住まい、生活支援や食事提供、介護等のサービスを提供する事業である。

その起源は、昭和28年頃に東京で開設された戦争未亡人のための民営ホームといわれている。その後、昭和40年代以降に設置数が増加しはじめ、平成12年の介護保険制度施行を機にさらに数が増加した。

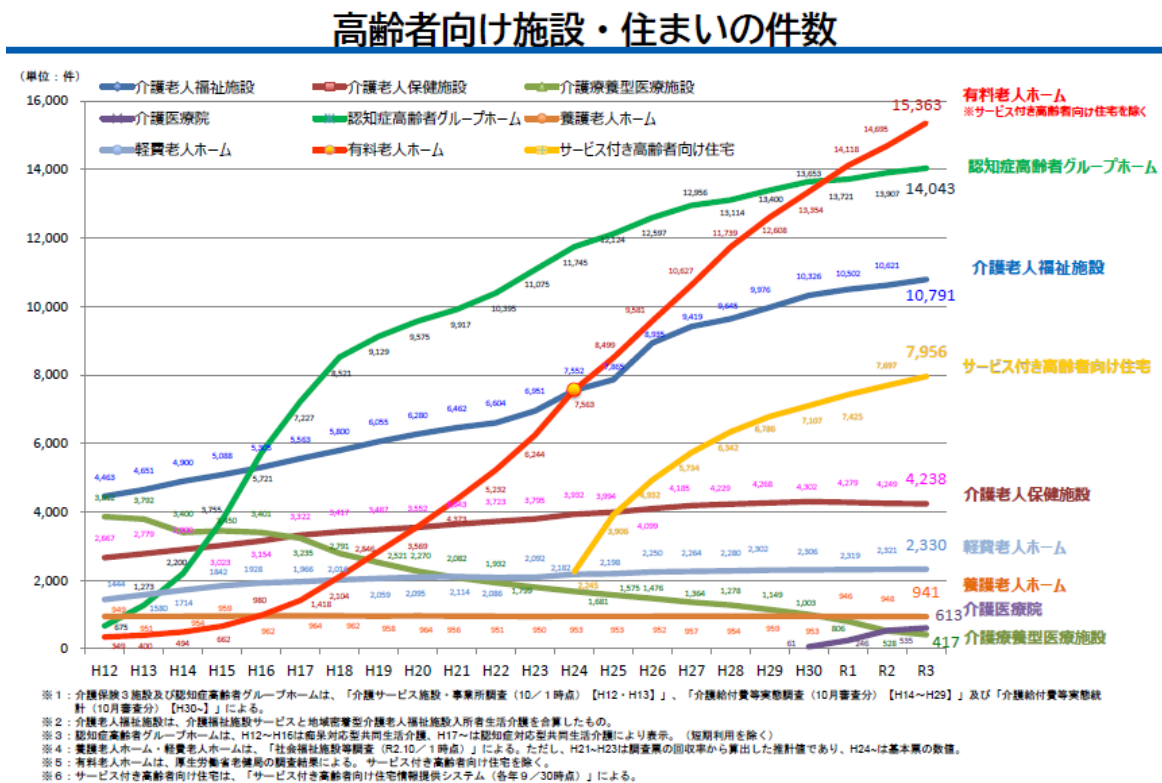
介護保険制度での特定施設入居者生活介護制度の創設は、公費による収益の安定性を求める様々な業種・業態の事業者の市場参入を生み出し、さらにホーム数の増加につながった。

その後、平成18年の三位一体改革法施行より、特定施設等への総量規制が導入されその計画的な整備が進められることとなった。

しかし、現在も住宅型ホームを中心に有料老人ホームは増加を続けており、設置届出数をみると介護保険制度施行時には全国に約200ホームだったものが、毎年約1,000ホームの新規設置があり、令和4年度には約16,000ホームにまで増加している。定員数は約50万人で老人保健施設を超え、サービス付き高齢者向け住宅と合わせると特別養護老人ホームを超えるなど、広く国民の信頼を得て高齢者向け住まいの中核事業となった。入居者像としては、ホームの類型を問わず、全国の約90%以上の入居者が要介護者である。

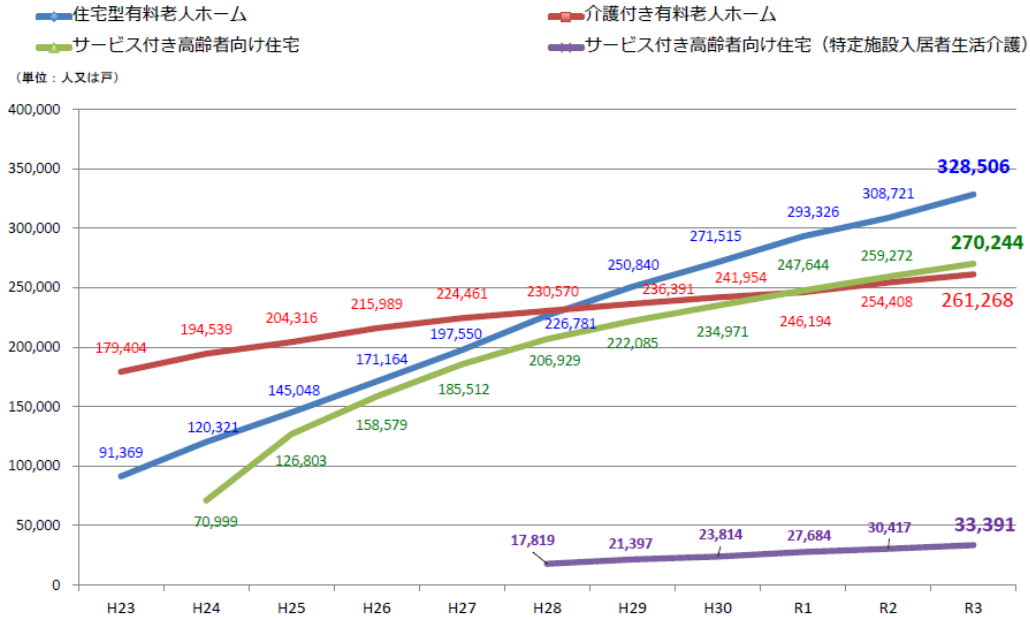
また、近年は事業形態も変化しており、例えばホームの土地・建物は当初自己所有が主流であったが、現在では借地・借家が増加している。これにより、事業者は低額なイニシャルコストでの市場参入が可能となっている。さらには国が進める医療介護のヘルスケアファンドを活用した事業も始まるなど、事業者は時々の政策や規制に対応しながら事業上の創意工夫を行っている。

◆資料1 「高齢者向け施設・住まいの件数（令和4年度 厚生労働省）」



◆資料2 「高齢者向け施設・住まいの利用者数（住まいのみ 厚生労働省）」

高齢者向け施設・住まいの利用者数【住まいのみ抜粋】

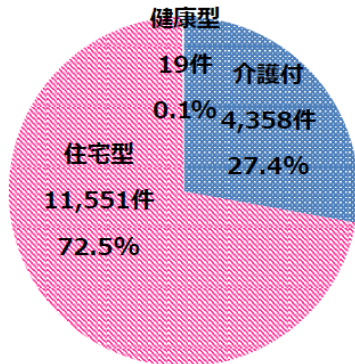


※有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。（利用者数ではなく定員数）
 ※サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（9/30時点）」による。（利用者数ではなく登録戸数）
 ※サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）は、「サービス付き高齢者向け住宅」の内数であり、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を指す。

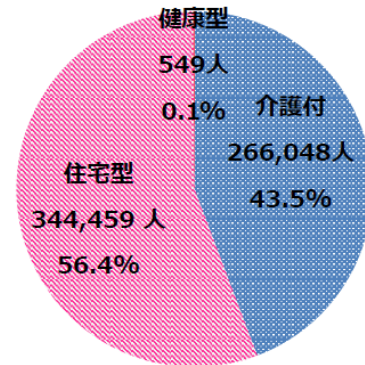
◆資料3 「有料老人ホームの概況（令和4年度 厚生労働省）」

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
<ul style="list-style-type: none"> 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない

有料老人ホームの件数（15,928件）



有料老人ホームの定員数（611,056人）



【出典】厚生労働省老健局の調査結果（令和4年6月30日現在）